

愛知県国土利用計画審議会第45回特別委員会会議録

○日時

令和元年10月31日（木） 午後3時から午後4時30分まで

○場所

愛知県自治センター4階 大会議室

○出席した委員（五十音順敬称略）

生田京子 倉持香苗 武田美恵 中川弥智子
秀島栄三 増田理子 宮脇 勝

（7名）

○出席した幹事

都市整備局都市基盤部都市計画課長（事務局兼務）

政策企画局企画調整部企画課長（代理）

環境局環境政策部自然環境課長（代理）

経済産業局産業部産業立地通商課長（代理）

農業水産局農政部農業振興課長（代理）

農林基盤局農地部農地計画課長（代理）

農林基盤局林務部林務課長（代理）

農林基盤局林務部森林保全課長（代理）

建設局道路維持課長（代理）

建設局河川課長（代理）

建築局公共建築部住宅計画課長（代理）

建築局建築指導課長（代理）

企業庁企業立地部工務調整課長（代理）

○出席した事務局職員

都市整備局都市基盤部都市計画課長 片山貴視

都市整備局都市基盤部都市計画課主幹 梶田浩昭

課長補佐 鈴木系一

主任主査 田村豊

主事 小久保千佳

主事 古賀祐輝

1. 開会（事務局：鈴木都市計画課長補佐）

2. あいさつ

片山都市計画課長

3. 議題

愛知県国土利用計画（第五次）の試案について

（1）第3回特別委員会における主な意見等に対する考え方について

ア 説明

資料により、事務局から第3回特別委員会における主な意見等に対する考え方について説明。

イ 質疑等

（宮脇委員）

SDGsの解説をしていただいたところで、参考資料3はとても参考になりました。確認ですけど、基本方針1、2、3、4というのは県が今回定めたナンバリングで、その資料はないんですよね。それに対応した、国土利用計画の一章と三章が対応していると書かれているということで、基本方針1、2、3、4という県が定めた未来計画自体はここにはないのですか。

（事務局）

愛知県が決めました、未来都市計画につきましては、国土利用計画という観点ではなく、県の施策にわたりまして定めたものですから、未来都市計画の中で直接言及されているところはございません。

（宮脇委員）

だからその資料はないということですね。

対応する表の意味は分かりましたが、例えば、このうち国際的に重要なのは、13番の気候変動の具体的な対策なのですが、この国土利用計画で関係があるのは自然環境のところと防災のところですね。気候変動の具体的な対策というのは、要するにCO2を削減する、あるいは気温の上昇を低減させるといったことを意味していると思うのですが、中身を具体的にみると、緑地を保全するというのがまず一つそれができると言っているのだと思うんですけども、3ページ目の方を見ると具体的に防災、安全性についてすべて書かれているので、二酸化炭素の排出を抑制というのをここに書いておく必要があるのではないかと思います。具体的に再生可能エネルギーの導入だとか、森林とかかいてありますが、それ以外に、この13番に対して施策はないのでしょうか。公共交通を利用していくことが方で、車のCO2をできるだけ削減するとか、そういうことが本来、求められていることだと思います。

安全性というのは気候変動の要因を押さえるものではなくて、気候変動で災害、台風が強大化し、色々と被害を受けたことに対して、我々がレジリエンスというか、対応策としての力をつけるという部分であって、13

番の意味はむしろ、気候変動をそもそも抑制する部分を行っていると思うのですが、これを意識した部分というのが、緑地の保全と再生可能エネルギーの導入しかないのでしょうか。あるいは、市街地の抑制ですとか、交通と土地利用も影響していると思います。

(事務局)

参考資料ということで、まだ検討段階の素案ではございますけれども、作ったものでございます。今後検討していくにあたりまして、まだこの後、措置を具体的に煮詰めていくということがございますので、そういった中で、関係が深いと思われるゴールが、さらに深堀すれば出てくることもあるかとは思いますが。現状、まだこの素案を作っている段階で、一旦整理したものでございまして、そういう点では公共交通の部分であれば、13番としてはなく、まちづくりの観点では触れていたりするところがございしますが、そういう部分も、今後の措置も絡めて見出しうるところがあれば、措置を考えていくうえでもう少し検討してまいりたいと考えております。

(秀島委員長)

これは素案を出していただいたときにまた議論する機会というのはあるのでしょうか。逆に、そうして出されたときにチェックしようと思ったら、かなり労力がいりそうですけど。

(宮脇委員)

まずは自己チェックをし、意識していただくことが大事かと思えます。

(事務局)

委員のご指摘ふまえて、自己チェックをさせていただきます。

(2) 愛知県国土利用計画（第五次）の素案について

ア 説明

資料により、事務局から愛知県国土利用計画（第五次）について説明。

イ 質疑等

(武田委員)

「健全な水循環」という言葉が使われていますが、「健全な」というのはどのような姿をイメージしたらよろしいでしょうか。

(秀島委員長)

あいち水循環再生基本構想ですね。

(事務局)

言葉としては、資料2の本文ですと8ページのところがございます。ここで想定しました健全な水循環でございますが、水循環基本法における、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をとということを想定して記載してございます。

(武田委員)

これを知らないといけない、理解できないということですね。

(事務局)

この言葉自体は全国計画にもございまして、全国計画を基本として使わさしていただいております。いま申し上げたように用語自体、こちらの方で定義もございまして、そういった定義の中からお答えをさせていただきました。

(秀島委員長)

前に、水循環について愛知県で委員をやっていたのですが、県の方が国より先に進んでいて、良い図ができています。HPにも載っていると思うのですが、単純な話、山から海に流れて、雲になって雨が降ってと。そういう中で汚れた水は綺麗にして戻さないと循環できない。森林税というのもそこから派生しているのですが、水を湛えるために森の方にお金がかかり、森林はお金も担い手もないので、そのお金は下流側から出していないといけない。そういうことも含めて、水の収支と言いますが、水という物理量のプラスマイナスだけじゃなくて、まさに持続可能な、お金の面、あるいは担い手も含めてぐるぐる回っているということを愛知県の水循環再生プログラムというので主張しているはずですよ。

(事務局)

最終的には用語集を作り、後ろにつけますが、秀島委員長のご指摘を踏まえまして、先ほどのような全国計画に則った難しい定義はやめ、もう少し優しい表現で用語集も作ってほしいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。最終的に答申後、世間に公表するときには後ろに用語集をつけまして、いま言ったような水循環基本法だとかいう言葉だけでは県民の方に難しいかなと思っておりますので、もう少し優しい表現を気をつけながらやっていきたいと思っております。

(宮脇委員)

災害リスクに関連したところで、いま台風の被害でこういった状況が想定されるというのがあるのですが、素案の3ページ、この中に入っていないのが、広域化という問題です。いま起こっている台風の場合、県域を超えるような広域で災害が起こるものも今後想定されます。原因は、気候変動がここにも関与していて、おそらく自然環境のところに気候変動と書くだけでなく、災害リスクに関しても気候変動の影響があるのだと思っております。ですので、広域化も想定していただきたい。

さらに、現在起こっている問題は、廃棄物処理の土地の問題です。あれだけ廃棄物が出てくると、どこに処理するんだということで、東日本大震災でも大変問題になった土地利用です。ですので、この災害に備えるというところにおいては、そういった今起こっていることも踏まえながら、すべてを想定しなければいけないのではないかなと思っております。

その中で、土地利用で最も重要だと思うのは水源だと思うのですが、他県で環境アセスをやったときに、水源のところに廃棄物処理施設を認めてしまい、災害があるとそこにどんどん運ばれてしまうので、大変危惧され

るようなことが起こりうるんですね。ですので、愛知県の場合は、木曾三川は他県から来ているでしょうけど、県内の小中河川の中に水源があるようなところ、そういったところの土地利用が極めて重要で、ちゃんとコントロールする必要があるのですが、その辺は大丈夫かどうかということと、水源の土地利用が最優先されるんじゃないかということ意識していただきたいと思います。

それから、素案の9ページ目、産業力強化による県土利用ということなのですが、鉄道や道路などのネットワーク基盤を整備していこうということで、基本的に工業化を支援するのだと思うのですが、その工業化はCO₂を発生する源ですので、環境への取組がここに本来は必要となります。脱工業化をして環境政策が進んでいる状態の土地利用計画が図面化されていくのが、いまの西洋諸国の都市計画でして、愛知県は工業化を進めるんだというように読めますが、それでも世の中は環境への取組を求めると思います。これに対してどう考えていくのか、技術的にできることは何かないのかどうかも検討をしていただきたいということです。

(事務局)

宮脇委員からご指摘いただきました、大規模災害などに伴う廃棄物処理、これはつい先頃の台風等の被害でもだいぶ問題になってございます。直接この中には書いてございませんが、防災対策、減災対策、防災の後始末という意味でも非常に重要な観点だと思ってございます。

もう一つ、水源が非常に重要だというご指摘も賜ってございます。水源については当然のことながら大変重要な問題だと思ってございます。先ほどの健全な水循環につながるかと思ってございます。

あとは、工業化についてのご指摘もいただいてございます。本県の一番の強みである産業力についての強化は図っていくということがございます。ただ、土地利用の観点からは成長産業の土地需要などを注視しながら見ていくと考えてございます。その中でも当然、工業と環境の問題というのは、この表現の中でどうするかということまで、今すぐにはご回答はできませんが、バランスよく進めていくということが必要だと考えてございます。

(秀島委員長)

横断的なことですよね。例えば、概要でいうと、第三章の下の方、持続可能な県土の管理という中に、健全な水循環の再生もあるし、持続可能なまちづくりもあって、そういう項目に分けて話を終わりにするのではなく、跨っている課題というのもあるという感じでいまの話は記載されるのではないかなと思います。防災の話というだけでとじているわけでもないし、水循環でとじているわけでもないしという。細分化すると落ちてしまうようなことをもう少し盛り込むと、すべて包括できていますという感じになるのではないのでしょうか。

(宮脇委員)

委員長が言われた通りです。

あと、災害リスクの増大のところの要因も、気候変動が関連しているということも改めて意識して、それは環境問題と関係していて、従来は南海トラフと言っていたと思うのですが、それだけではない問題がここに絡ん

でいるという意識を持っていただきたい。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。

(倉持委員)

一点確認させていただきたいのですが、資料3のところで「県土の県民的経営」という言葉が出てきまして、県土の県民的経営って何かなと思って、本文の資料2の方を確認させていただくと、10、11ページに、「県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一翼を担う取組」ということが書かれています。これは県民に焦点をあてた意味での多様な主体と読めば良いのか、それとも行政等も入ってきた多様な主体なのか、どのように受け止めれば良いのかということをご説明いただきたいと思います。

(事務局)

県土の県民的経営という意味では、県民だけが担うというわけではなく、行政、それから事業者、企業、すべての主体が入ってくると考えてございます。いま現在、国の方でも土地基本法の改正などが議論されておりますけれど、そういった中でもやはり土地所有者の責務をはっきりさせながら、それだけではない部分も入っておりますので、そういったことも踏まえて、県民だけという意味ではございません。

(秀島委員)

さきほど今後の事務の予定のご説明がありましたが、今日で、素案を審議会に上げるということで、さらに言えばその後パブリックコメントということですので、ほぼ、今日をもって最終版のようにしたいと思います。1月にもありますが、それはパブリックコメントとかを受けての修正という感じです。資料3もパブリックコメントに出すのですか。

(事務局)

予定では、資料3と本文、こちらの両方を出すつもりでございます。あと、パブリックコメントをいただく時には、国土利用計画とは何かという、もう少しハードルを下げるということも考えなければいけないとは思ってございます。資料としては現在お配りしておる資料2の本文と、資料3の概要版と予定してございます。

(秀島委員長)

資料3の話の流れがちょっと分かりにくいかなという気がしまして、物語上にする必要はないかもしれないですが、第一章からなんで第二章なのか、第一章、第二章からどうして第三章のこの5つになるのかとか、これだけではちょっと読み取れないような気がします。何かもう少し補足する一文が加わるとか、委員の皆さんに何かご提案いただければありがたいのですが。これをはじめて見る人が、パブリックコメントで、分かるだろうかということところが少し気になりました。

(生田委員)

全部白黒なので、すごく淡白な感じの資料だなとは思いますが、そうい

うものなのかなという感じはあります。流れる的には基本構想があって、目標があって、そのためにどういう措置を行うかということが、タイトルを見ればわかるような気もいたします。

(秀島委員長)

これはやっぱり白黒なんですか。

(事務局)

最終的に一般向けの概要版などは、前と同じような形でリーフレットみたいにはしようとは思っておりますが、本冊自体は今のところ白黒でいくのかなと思っております。ただ、用語集などが後ろにつきまして、もう少し分かり良く用語の説明などもしていくつもりではおります。

(生田委員)

これまで第四次県計画、素案、第五次全国計画の3つが並んで、一応横を見ながら確認してコメントをしているので、それが直されたというように思っています。特段今日、このところをさらにとりようなどころはないです。

(倉持委員)

全体的にはこれまで質問させていただいた部分が反映されていて、良い内容になったのではないかという感想を持ちました。

さきほどの質問は、パブリックコメントで県民の方がこれを確認したときに、スムーズに入ってくるのかどうか、違和感を持たないかどうかということを実は念頭におき質問させていただきました。そう考えたときに、先ほど委員長が仰ったように、この資料3はとても見やすいですし、逆にこの文章を読むよりは、この一枚のものをパッと見て、中身がどうなのかなということがスムーズに入ってくると良いなと思っておりますが、やはり、ただ並べてあるだけでどういう繋がりがあるのかというのが分かりにくいような気もいたしました。一章と二章はなんとなく、基本構想があって、二章の県土の利用区分などが出てくるのは分かるのですが、それがどう繋がって三章の措置の概要に流れていくのかっていうところが、少し何か、矢印があったりとか、ひとつ枠を作って、こういう流れで三章に繋がるっていうようなものが入れられたら、分かりやすいかなというようにも思いました。

細かいところで恐縮なのですが、第一章の「1 県土利用の基本方針」、基本的条件の変化のところで、産業・経済というところは特に強調するための字体ではないですね。はじめは強調されているのかなと思ったのですが、違いますよね。

(事務局)

字数が少ないものからそうなるだけで強調しようと思ったわけではございません。ご指摘ふまえて、第一章、第二章、第三章の流れみたいなものがもう少し示せるかどうか考えてみたいと思っております。先ほど申し上げたように、パブリックコメントの時には、そもそも国土利用計画とは何だということをあまりご存じない県民の方もいらっしゃると思いますので、そのハードル、入り口を下げるような手法も考えて

まいりたいと思っております。

(武田委員)

資料3の「持続可能な県土の管理」の中に、すべて持続可能を目指していることなのでしょうが、「持続可能なまちづくり」とか、「持続可能な」と書いてあります。ここの中に入っているものはすべて持続可能なものを想像されているのに、割と復唱しているというか、言い回し的にこれが都合が良かったのか分からないですけど、どうなのでしょう。

もう一つ、先ほどあえて質問させていただいたのですが、用語があるとのことですが、読む人によっては、「健全な」とか「良好な」とか、「美しい」という姿も地域固有のものがあるわけです。だから、用語をつけたからといってすべて解決するというわけではなくて、そのところは用語に書いてあるから用語のとおりだということのかなと疑問に感じるところもあります。用語をつけていただければ、一応はこういう形で解釈したら良いのかなぐらいは分かると思うので、つけていただくことは大変ありがたいのですが、難しいかなという印象を受けました。

(中川委員)

この素案の概要ですか、パッと見ちょっと分かりにくいかなと思ったのですが、よく見るとちゃんと対応しています。措置のところと目標とする方向とがちょっと離れているので見辛いのかなと思ったのですが、基本的にはこの基本的条件が変化するので、こういうことが必要で、それに対する措置を一番下に並べてあって、こうやりますというように書かれているので分かりやすいし、基本的にはこの基本的条件の変化に書かれている課題に対して、こういうことをやりましょうという計画になっていると思います。しかし、前にも意見を出したような気がするのですが、基本的条件の様々な変化に対して、ほとんどが計画とか措置の概要の中で対応できているような気がするのですが、一点だけ、海外からの人口の増加に対して、どのような措置がそれに対応しているのかというのが分からないなと思いました。誰もが安全でとかいうところに入っているのか、ちょっとよく分からないのですが、これに対する措置はどれに当たるのかなというのが一つだけ気になりました。

(事務局)

外国人居住者の増加に対する措置の部分がどこだろうということでございましょうか。事務局側でこれを作るときに考えた措置自体は、基本的に誰もがというその部分で捉えておりますので、高齢者も、もちろん幼児も含めて、日本国籍を持つ人だけではなく、全ての人にと、そういう意味で作っております。

(秀島委員長)

頓にいま増えているという状況を受けての対策というのは、ちょっとそれでは示せていない気もします。

(中川委員)

多言語での案内とか、そういうことですね。

(事務局)

少し考えさせていただきたいと思います。

(秀島委員長)

そういうことを検討するセクションというのはあるのですか。多文化共生とかですか。

(事務局)

多文化共生というところはございまして、その計画もあります。文字が分からなくてどこに行ったら良いかわからない、そういった移動のしやすさというのは一つですし、他にもいろいろあるのだと思いますが、その辺はまたのちほど考えさせていただきたいと思います。

(秀島委員長)

都市計画的な話ですが、他所の国でありがちな、外国人が居住するところが、あまり環境がよろしくないところになりやすいとか、そういったことはまだ考えなくて良いのでしょうか。もう考え始めるべきですか。

(事務局)

たしかに団地に多かったりとか、そういったコミュニティの問題等はたしかにあります。

(秀島委員長)

コミュニティの問題ならば、それは多文化共生のところできっと考えていらっしやいますよね。

(増田委員)

30 ページ、「(3) 自然環境及び生物多様性に関する状況把握」に関して、回答もいただいたのですが、できればモニタリングで継続的な情報収集と「解析」を入れてもらえると嬉しいかなと思っています。情報収集だけしかできないからということで情報収集だけに留めてあるとは思いますが、情報収集をしてもデータがたまっていくだけで、何の役にも立たないので、こうなったからこういう方向で変えますとか、そういう臨機応変なことができるありがたいなと思っています、できれば解析というのが入ると良いなと思っています。お金がかかるからできないと言われれば、そんなものかなとも思いますが。

もう一つ、資料3に「自然環境の保全・再生・活用」と書いてあるのですが、活用してもらえたらすごくありがたいです。自然環境の保全・再生とすると、もう触ってはいけないというような印象を受けますが、大事に大事にということではなくて、自然環境はあるのを使わないと、単に持っているだけだと宝の持ち腐れ状態になってしまいます。それを活用していくというのはすごく大事で、これがせつかく第3章に書いてあるのなら、いっそのこと30 ページ(1)のところに、自然環境の保全・再生・活用まで入れてもらったら、きっと自然環境をもっと利用できるような形になるのではないかと思います。せつかくあるものだったら、あるものは使った方がいいと思うんです。

でも活用というのは、あくまで太陽光パネルを置くとか、せつかく県の

森林もあるのに、県の土地の森林だから、そこから出てきた木は切ってもそのまま置いておくとか、そういう問題ではなくて、自然環境を使ってみんなが楽しんだりとか、森林を活用できるような何らかの仕組みを作っていないと、維持していくのは無理だと思います。

今後どうやってできるか分かりませんが、活用というのを全面的に出せば、もう少し何らかの形で森林からお金を得ることができるのではないかと思いますので、せつかく土地があるのなら、使ってお金にしましようという形の前向きなところを入れてはどうかと思います。

(秀島委員長)

原生林が存在している価値みたいなものですか。

(増田委員)

原生林は手をつけられないんです。原生林なので。でも二次林は手をつけてもいいと思うんです。

原生林は人間が利用してきたものではないし、そんなになのであまり気にしなくてもいいのですが、二次林だったら切ってもいいし、そこからきのこを採っても、そこにある木を使って何かしてもいいのではないかとということをしていった方がいいのではないかと思います。例えば、間伐しても、その木は県の資産だから、運び出して何かすることはできないわけですね。でも切るにはお金がかかるわけです。そうすると、それを利用できないシステムになっているので、利用できるように何らかの形で前向きな取り組みをしていけるような、ちょっとした意見みたいなものを入れてはどうかと思います。

(事務局)

貴重なご意見として受け取らせていただきます。

(宮脇委員)

国土利用計画の性格から、目標を定めても実際に土地利用コントロールが規制できないという中で、大事なのは県土の土地の状況を皆で共有して理解するという役割で、そのモニタリング機能だと思います。住民の方が資料3のような一覧で見たときに、第2章に目標設定があって、農地、森林が目標値として下げるということになるわけですね。こういうことで将来良いのかというのを県民の方もちゃんと理解した上で、道路とか、住宅地が増えていくわけですが、先ほどの持続可能性に関連していくと、その辺が現状の課題だということを、できるだけ皆さん参加して理解してくださいということだと思います。今回、持続可能性とかSDGsを積極的に事務局の方でいれていただいたのは良いことだと思いますし、多少この文言が繰り返すかもしれませんが、時代が少しそう変わってきているので、意識づけをパンフレットなり住民の方に伝わるような形で紹介していただいて、こういう県の目標設定になっていることを理解していただく。その中で、多様な主体による県土の適切な管理と書いてあるのですが、もう少し分かりやすく住民の方が県土管理に参加していくような、あるいは環境意識を高めるような書き方、住民からも実際にこれに関わっていくんだという部分がどこか一か所ないと、なかなかとっかかりがないように見えますので、その辺を工夫していただいて作っていただければと思います。

す。

また、先ほどのコミュニティの話で、結局、防災もコミュニティの重要性が鍵となってくると思いますので、そういった面でも、コミュニティのことを何も書かない書類で良いのかなというのは気になりました。書きづらいたとは思いますが、こういった参加の問題というのは結局、地域のコミュニティを育成していくような、あるいは県土は、自分の地域はどうなっているのかということをしっかり知っていただいた上での行動を求めるということが大事なのではないかと思います。

4. 閉会（片山都市計画課長）